

市立四日市病院の電力調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、市立四日市病院（以下「当院」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、当院が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」）の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は当院が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ① 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み

(評価)

第5条 当院が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「市立四日市病院環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）により算定し、その評価点等を「市立四日市病院環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1、以下「評価項目報告書」という）に記載し、四日市市病院事業管理者に提出する。

2 当院事務局総務課長は電気事業者から提出された「評価項目報告書」の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

(入札参加資格)

第6条 入札参加資格は次のとおりとする。

(1) 第4条(1)の①から③に定める基本項目を、「評価基準」により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上であること。

(2) 基本項目の評価点が70点に満たない場合、第4条(2)の①に定める加点項目の得点を加えた合計点数が70点以上であること。

(落札資格の確認)

第7条 当院事務局総務課長は、各電気事業者の評価点を判定し、落札資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第 8 条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第 9 条 本方針に係る事務処理は、事務局施設課において行う。

附則

この方針は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表1 「市立四日市病院環境に配慮した電力調達契約評価基準」

環境評価基本項目	区分	配点
① 令和元年度の1kWh当りの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) [単位] kg-CO ₂ /kWh	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.500 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
	0.690 以上	0
	② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上
0%超 0.675%未満		5
活用していない		0
③ 令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
上記①から③の合計	—	100
環境評価加点項目	区分	配点
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された係数をいう。

※2 未利用エネルギー活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）（送電端）を供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

$$\text{令和元年度の未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和元年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

② 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）」第二条第四項において再生可能エネルギーに該当する者を除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

④ 令和元年度分の未利用エネルギーによる発電電力量は他小売電気事業者への販売分には含まない。

⑤ 令和元年度分の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の算出式によるものをいう。

(算定方式)

$$\text{令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

① 令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用料（送電端(kWh)）

② 令和元年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）。
（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）

③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)（ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いられたものに限る。）

④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)（ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いられたものに限る。）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)（ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いられたものに限る。）

⑥ 令和元年度の供給電力量（需要端(kWh)）

⑦ 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第四項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）

⑧ 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑨令和元年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス
（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。